

始良市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 市議会の責務、活動原則及び役割（第2条）

第3章 議員の責務、活動原則及び役割並びに会派（第3条―第5条）

第4章 議員の政治倫理（第6条）

第5章 市民と市議会の関係（第7条・第8条）

第6章 市議会と市長等の関係（第9条―第11条）

第7章 自由討議の保障（第12条）

第8章 委員会の活動（第13条）

第9章 市議会及び議会事務局の体制整備（第14条―第16条）

第10章 議員の身分及び待遇（第17条・第18条）

第11章 見直し手続（第19条）

附則

地方分権時代における住民自治を確立する上で、住民の代表機関である議会の果たすべき役割は、ますます大きくなっている。

始良市議会（以下「市議会」という。）は、市長及び市議会の二代表制のもとに執行機関に対する監視機能、政策決定、政策提言等を行うことを通じて、地方自治の本旨の実現を目指すものである。

また、市議会は、責務と役割に基づき、公正性、透明性及び独自性をもった合議制の機関であり、市民福祉の実現のために、市民との協調のもと自らの創意と工夫によって市のまちづくりを推進する。

よって、ここに、市民の負託にこたえるとともに、開かれた市議会の実現を目指すため、この条例を制定する。

【解説】平成22年3月23日、始良町、加治木町及び蒲生町が合併して始良市が誕生し、同年4月25日に行われた設置選挙において選出された議員によって始良市議会が発足しました。始良市議会は、市長及び市議会の二代表制のもと、執行機関（市長（地方公営企業の管理者の権限を行う場合を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。）に対する監視機能、政策決定や政策提言等を行うことを通じて、地方自治の本旨の実現を目指すものであること。また、市民福祉の実現のため、市民との協調のもと自らの創意と工夫によって、まちづくりを推進するとしています。なお、最後に、この条例の制定の目的として『市民の負託にこたえるとともに、開かれた市議会の実現を目指す』と定めています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市議会が担う役割を果たすための基本的事項を定めることにより、市民の負託にこたえるとともに、市民に開かれ、市民が参加できる市議会を実現することを目的とする。

【解説】この条例の制定の目的は、市議会が担う役割を果たすための基本的事項を定めることで、『市民の負託にこたえとともに、市民に開かれ、市民が参加できる市議会を実現すること』としています。

第2章 市議会の責務、活動原則及び役割

(市議会の責務、活動原則及び役割)

第2条 市議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

2 市議会は、次に掲げる活動原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 公正性、透明性及び独自性を確保し、市民に開かれた議会とすること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市民にとって分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 市民の傍聴の意欲を高めるような市議会の運営を行うこと。
- (5) 市民からの要請に応じ、審査経過等の説明に努めること。
- (6) 市議会は、市議会独自又は市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）とともに、市民の公益に関することにつき、関係機関に陳情書等により提出すること。
- (7) 議会運営に関し申し合わせた事項を、必要に応じて改めること。

3 市議会は、前項に規定する活動原則に基づき、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市の施策が適法及び適正かつ公平で効率的に実施されているかを市民全体の立場にたって監視すること。
- (2) 市民の多様な意見を市政に反映させるため、市の政策形成過程及び実施過程に多面的に参画し、専門的事項に係る調査研究を行い、政策立案、提言等の機能の充実及び強化を図ること。

【解説】市議会は、議決機関としての自覚を持ち、執行機関のチェック等の活動を行うことを定めています。また、市議会が活動するに当たって、市民に親しまれ、関心を持たれるような議会運営を行うため、7つの活動原則を定めています。更には、市議会の役割として、市の施策が適法及び適正かつ公平で効率的に実施されているかを市民の立場にたって監視することや、市民の多様な意見を市政に反映させるため、専門的事項に係る調査研究を行い、政策立案、提言等の機能の充実及び強化を図ることを定めています。

第3章 議員の責務、活動原則及び役割並びに会派

(議員の責務、活動原則及び役割)

第3条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

2 議員は、次に掲げる活動原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高

める日常の調査及び研修活動等によって、市民の代表にふさわしい活動を行うこと。

(3) 市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

3 議員は、前項に規定する活動原則に基づき、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に努めること。

(2) 様々な手段や媒体を通じ、市民への情報発信に努めること。

(3) 地方分権時代における議員の在り方について調査研究に努めること。

【解説】議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、常に資質の向上に努め、誠実で公正な職務をなすとげることを定めています。また、議会の使命である議員間の自由かつ達な討議での論点、争点の発見、公開の再認識のみならず、市民の意見を的確に把握し、市民の代表としての議員の活動原則を定めています。更には、議員の役割として、政策の立案や提言能力の向上のため、研修及び調査研究に努めること。また、様々な手段、媒体を通じ、市民への情報発信に努めることなどを定めています。

(議長の責務)

第4条 議長は、市議会を代表し、中立で公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

【解説】市議会の代表としての議長の責務を定めています。

(会派)

第5条 議員は、市議会活動を行うため、政治上の主義及び主張を同じくする複数の議員で、調査研究、政策立案等を目的とする団体として会派を結成することができる。

【解説】政策集団としての会派は、法律ではっきりと示されて書かれていないことから、この条例にかかげることにより活動の根拠規定としています。

第4章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、市民全体の代表者として、議員としての職務に専念し、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感をもって、議員の品位を保ち物事を正しく判断する能力を養うよう努めなければならない。

【解説】議員は、主権者である市民から直接選挙により選ばれ、議会活動を行っています。したがって、何よりも市民全体の代表者として、市民の疑いを招くことのないよう行動しなければなりません。

この基本条例に沿った新たな議会づくりは、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現するものです。その意味において、ここが原点であることを議員みずから自覚す

るため、定めています。

第5章 市民と市議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 市議会は、市議会の活動に関する情報公開に努め、市民に対する説明責任を果たすべきものとする。

2 市議会は、本会議のほか、始良市議会委員会条例（平成22年始良市条例第229号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則として公開する。

3 市議会は、委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の意見等を市議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

4 市議会は、市議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員と市民との意見交換の場を設けることができる。

5 市議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

【解説】この条では、『市民のための市議会』の考えのもと、市民に開かれた市議会を実現するため、情報の公開と説明責任を柱として、常任委員会等の原則公開、市民との意見交換の場を持つなど、議会への市民参加と連携を促進するためのなすべき方向を定めています。

(議会報告会)

第8条 市議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

【解説】市民との直接対話によって本市議会の機能を高め、活力ある市政の発展に資する趣旨で議会報告会を開催するものです。これは議員個人の報告会ではなく、議会の機関としての広報広聴の機能を果たすため、地域に出向いて議会活動を報告し、議員みずから市民の質問に応え、市政に関する情報の提供に努めるとともに市政に対する提言、議会活動に対する批判や意見などを聴取し、課題の解決に向け努力することで、市民と市議会との信頼関係を築こうとするものです。

第6章 市議会と市長等の関係

(市議会と市長等の関係)

第9条 市議会と市長等の関係は、次に掲げるところにより、緊張ある関係を保つよう努めなければならない。

(1) 本会議及び委員会における議員と市長等の質疑と質問の応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするものとする。

(2) 議員の質問に対して、市長等は、議長又は委員長の許可を得て質問の論点整理のた

めに反問することができる。

- (3) 議員は、議長を経由して市長等に対し文書により質問を行うとともに、文書による回答を求めることができる。

【解説】現在は、議員から市長等への質問だけを行っていますが、本会議及び委員会において、議論がかみ合うように論点整理のための質問を、市長等から議員へできるという『反問権』を与える規定を設けました。

(市議会に対する施策等の説明)

第10条 市議会は、市のまちづくりの基本方針並びに市民生活に影響を及ぼすことが予想される施策及び事業（以下「施策等」という。）について、市長等に対し、その施策等の形成過程等を明らかにするため、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 施策等の根拠
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の地方公共団体における類似する施策等との比較検討
- (4) 施策等への市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 始良市総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市議会が必要と認める事項

【解説】1 行政が重要な政策を提案する場合、市議会は、8つの事項について説明を求めることができることを定めています。これは政策の公正・透明性の確保と議会審議での論点の明確化を図ることを目的としています。

2 施策等の根拠や将来にわたるコスト計算まで求めることで、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。

3 なお、重要な政策とは、次の政策をいいます。

- (1) まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業
- (2) 市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業

(予算及び決算の審議における政策説明)

第11条 市議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長等に対し、説明を求めることができる。

【解説】市議会は、予算、決算の審議においても、前条の規定に準じて施策等に係る政策に関する説明を行政に求めることができると定めています。

第7章 自由討議の保障

(議員間討議)

第12条 議員は、議会の権限を発揮するため、委員会などにおいて、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

【解説】議員は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会において、積極的に討議を行うことを定めています。

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会においては、執行機関への質疑により事実関係を明らかにし、個々の議員は採決の際に賛成か、反対かのみを表明することが一般的に行われています。賛成又は反対の趣旨について発言する機会がありますが、議論の過程が明らかになることは少なく、また、すべての議員又は委員が行うわけではありません。

『言論の場』として、多様な意見を出し合ったうえで結論へ至ること。また、討議により結論までの過程を明らかにすることが求められます。

第8章 委員会の活動

(委員会の活動等)

第13条 委員会は、その所管に属する事項について調査又は審査を行うときは、専門的な視点から効率的かつ十分な審議を行うよう努めなければならない。

- 2 委員会は、その所管に属する事務に関する調査のための活動を積極的に行うものとする。
- 3 委員会の委員長は、委員会の議事の整理及び秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。

【解説】市議会が政策立案及び監視の機能を十分発揮するには、委員会の活動が重要な意味を持つこととなります。所管事務調査の機能は、将来議案になる案件や市政の課題について能動的に調査を行うことで、執行機関を監視し、付託議案の審査を深めるとともに、附帯決議案や議案等の立案につなげることです。この所管事務調査を閉会中に十分行うかどうかによって市政の課題に適切かつ迅速に対応できるか、委員会の調査・審査能力が左右されることとなります。

第9章 市議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修及び議会図書室の充実)

第14条 市議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上等を図るため、議員に対する研修の充実を図るものとする。

- 2 市議会は、前項の研修に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との研修会を開催することができるものとする。
- 3 市議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を通じて、地方分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。
- 4 市議会は、市議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、市民誰もが利用できるものとし、その有効活用を図るものとする。

【解説】活発な議会活動を行っていくためには、議員は高度の政策立案及び政策提言能力が必要です。そこで、議員研修の充実強化を図ることや、各分野の専門家や市民各層との研修会、あるいは他自治体の議会との積極的な交流に努めることを挙げています。

また、議会図書室の充実を図り、議員だけの利用に留まることなく市民誰もが利用できるとともにその有効活用を図ることを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第 15 条 市議会は、市議会及び議員の政策形成及び立案機能の向上等を図るため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

【解説】市議会は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査、法制能力を高め、万全の事務局体制を整えるよう努めることを定めています。

(広報広聴活動の充実)

第 16 条 市議会は、市議会の活動及び市政に係る重要な情報を、市議会独自の視点から市民に対して周知するため、広報広聴活動の充実に努めるものとする。

【解説】市議会の広報活動は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、市民に周知することを定めています。

第 10 章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第 17 条 議員定数は、始良市議會議員定数条例(平成 22 年始良市条例第 5 号)で定める。

2 市議会は、議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、広く市民の意見を聴取するものとする。

【解説】議会は、市民の多様な意見を持ちより市政に反映させる場です。その観点から、議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、広く市民の意見を聴取することを定めています。

(議員報酬)

第 18 条 議員報酬の改定は、特別職報酬等審議会の意見を尊重するとともに、市議会は、議員報酬の改定に際しては、その報酬の額が、議員の職務及び職責にふさわしいものとなるよう、市民及び市議会としての意見が反映されるよう努めるものとする。

【解説】議員報酬の改定は、特別職報酬等審議会の意見を尊重するとともに、その報酬の額が、議員の職務及び職責にふさわしいものとなるよう、市民及び市議会としての意見が反映

されるよう努めることを定めています。

第 11 章 見直し手続

(見直し手続)

第 19 条 市議会は、社会情勢の変化等により、この条例を見直す必要が生じた場合は、速やかに検討し、改正の措置を講ずるものとする。

【解説】 この条例の改善に常に心がけ、必要に応じて改正することと定めています。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。